

島根原子力発電所3号機建設工事エリアでの 火災に係る立入調査について

立入調査日時	平成21年6月26日(金)16:50~18:20
立入調査者	島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 調整監、室員1名 島根県地域振興部土地資源対策課 課員1名 松江市総務部防災安全課原子力安全対策室 室長、室員1名
立入調査対応者	中国電力株式会社島根原子力建設所 副所長ほか
根拠規定	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条
調査概要	平成21年6月26日に中国電力(株)から報告があった標記の件について、火災発生現場を確認し、中国電力(株)から概要の説明を受けた。
事象の概要	平成21年6月25日15時05分頃、3号機建設工事エリア(原子炉建物1階東大物搬入口外部)で溶剤(シンナー)の缶が倒れて溶剤(約8リットル)が流出し、下部の溶接作業エリアに落下して一瞬炎と煙が発生した。 中国電力(株)では、消火活動の必要性がなかったことから、当該事象が火災との認識がなく消防への通報を行っていなかったが、翌日現場確認を行った原子力保安検査官の指導に従い、松江市消防本部の現場確認を受けた結果、燃焼の継続と延焼の可能性があったため、火災と判断された。
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生現場の状況を確認。 ・落下防止用ネット(ポリエステル製)には約1.2m×約3mの楕円状の穴があいていた。穴の縁は融けて縮れたように見え、足下にもネットが融け落ちたような固まりあり。 ・原子炉建物外壁の防水層保護シート表面(ポリエチレン)が約5m×約8mの範囲にわたって損傷。見た目は熱か炎でただれたような状態。 ・原子炉建物外壁の反対側の法面は、約2.5m×約5.5mの範囲にススが付着していた。 ・地下作業エリアでの溶接作業は2名で行っており、うち1名が気分が悪くなったということで、松江赤十字病院で診察を受けたが特に問題はなかった。(中国電力(株)説明) ・消火活動の必要がなかったことから火災の要件にあたらないと判断し、当日消防への通報は行わなかった。(中国電力(株)説明) ・非火災と判断したのは原子力建設所であり、自衛消防チームは今回全く関与していない。(中国電力(株)説明) ・国(原子力安全・保安院原子力防災課)へは体調不良者に係る案件として報告を行い、現場保存も行った上で翌日保安検査官の現場確認を受けた。(中国電力(株)説明) ・初期の連絡で「発煙」という表現を使っていたのは、当初現場で炎を見たという確認がとれなかったため。(中国電力(株)説明) ・この事象による外部への放射能の影響はない。(中国電力(株)説明)
指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物(溶剤)の取扱い方も含め、発生原因の究明を行うとともに再発防止対策をとること。 ・事象(被害)の程度を考えれば、消防の判断を求める視点があつてしかるべきであった。これについても原因究明を行うとともに、再発防止対策をとること。